

【研究ノート】

犯罪少年の社会復帰支援に対する大学生の
「許容度」に関する考察

— 警察官志望の学生を中心とする聴取り調査の結果を踏まえて —

服部達也

社会安全・警察学研究所 所員

京都産業大学法学部 教授

1 はじめに

筆者は昨年度発刊の京都産業大学「社会安全・警察学」第9号において、「『少年の重大事件に対する『保護処分相当性』の判断基準について — 『マークイズ福岡殺人事件』 刑事公判判決内容に対する考察を中心として —」との表題により、2020年8月に福岡市内の大型商業施設において少年院を出院後、更生保護施設に帰住したばかりの年少少年（犯行当時15歳）が通り魔的に若い女性客を刺殺するという社会を震撼させ、耳目を引いた事件に関する福岡地方裁判所の、保護処分を選択するに際しては（「保護処分相当性」を認定するには）、「保護処分の必要性、可能性」が十分に存在するとしても、それに加えて「保護処分を選択することへの『社会の許容性』が存在することが必要要件となると判示された当該判決内容を批判的に概観した。そして、上記拙稿では、「社会の許容性」とは何を意味するのかを考察していき、本件事案のような複合的な「生き辛さ」を抱えた少年たちへの立ち直り、社会復帰支援に対する一般般社会の正しい理解、共感支持がどうすれば醸成できるのであろうかという点の考察も試みたところである。

そこで、今回はこの拙稿の内容を踏まえながら、この「社会の許容性」というメルクマールの中での大学生の意識の実態はどうか、どのようにすれば複合的な「生き辛さ」を抱えた少年たちへの立ち直り、社会復帰支援に対する正しい理解、共感支持が醸成できるかという点について、社会復帰支援というものに対して、ある種の対極の立ち位置にあると一般的には認識されている警察官という職種に関し、全国の大学の学部の中で警察官への就職率が全国屈指で高い京都産業大学（以下「本学」という。）法学部の学生の中で、法律学科及び法政策学科に在籍し、「AL科目」としての各種「フィールドリサーチクラス」に所属している学生グループに対して、各種の生き辛さが非行、犯罪の要因になっていることの従前の理解度、共感度の程度並びに「社会安全フィールドリサーチクラス」の活動経験及び当該活動内容を紹介したメディアコンテンツの視聴による意識の変化の度合いに関する調査をアンケート、インタビュー方式により実施して、その調査結果の分析から、社会復帰支援に関する理解、共感性を高めるための有効な方策は何かを、「『社会安全フィールドリサーチクラス』の活動に対する大学における広報の在り方」についての本学の取組状況及び今後の課題という観点も絡めながら調査研究を計画的に実施の上、この結果、得られたエビデンスを基に考察したものである。

なお、本稿は、令和5年9月6日に立教大学において開催された令和5年度の「日本社会病理学会第39回大会」の自由報告部会で筆者が「犯罪少年の社会復帰支援に対する大学生の「許容度」に関する考察 — 警察官志望の学生を中心とする意識調査の結果を踏まえて —」との表題で発表した研究内容を中心にした上で更に敷衍したものであることを申し添えておく。

2 研究調査の概要

(1) 研究の趣旨

筆者は上記「マークイズ福岡殺人事件」の加害者少年のような複合的な「生き辛さ」を抱えた者への立ち直り、社会復帰支援に対する一般社会の正しい理解、共感をどうすれば醸成できるのであろうかという点を考察しており、現在、身近な大学生の意識の実態はどうか、どのようにすれば社会復帰支援に対する正しい理解、共感支持を啓発、拡張していけるかという点について、研究中である。

そして、この点に関し、昨年の日本社会病理学会第38回大会発表時にも触れたが、大学生を中心とする若年層には、社会復帰支援というものに対する考え、とりわけ本事件刑事公判判決で判示された『社会の許容性』という点に関しては、立ち直り・社会復帰支援に対して否定的な考えを有する者の方が多いのではと推認しているところであり、実際に、本学の中にもそのような「空気感」が少なからず存在するのではと感じることが往々にしてあることが否めないところである。

そこで今回の研究ではまず手始めに、本学法学部の学生の中で、社会復帰支援というものに対して、ある種の対極の立ち位置にあるともいえる警察官という職種への就職志向を持っているとともに、社会復帰支援の要否に対する何某かの「軸」となる考えを有していると思われる「AL科目」の「フィールドリサーチクラス」に所属する学生12名（うち2名は非警察官志望）に、フィールドリサーチクラスの中の一つであり、筆者が指導担当している「社会安全フィールドリサーチクラス」の活動内容を知悉する前後での意識の変化に関する聴取り調査を実施することとした。

(2) 対象者

本研究調査の対象として以下のとおりグルーピングの上、意識調査を行った。

- ① 本学法学部法律学科の「社会安全コース」を選択し、「AL科目」としての筆者が担当するクラスである「社会安全フィールドリサーチ服部クラス」に所属して、福岡県田川市所在の少年院出院者専用の更生保護施設及び福岡市内所在の刑務所出所者、少年院出院者の就労支援に取り組んでいる協力雇用主（当時）の元でのフィールドワークの経験がある学生グループの中から、調査実施時点で既に来年度の警察官採用試験に合格しているいずれも4年次の学生4名を抽出した。

内訳は、男子学生2名（京都・大阪府警警察官採用試験にそれぞれ合格）、女子学生2名（両名とも京都府警警察官採用試験に合格）である（以下、次章以降の論述に際して当該グループ所属の学生の「語り」を引用する際の属性の表示として「服部クラス生」、「服部クラス生男子」、「服部クラス生女子」と記することにする。）。

- ② 本学法学部法律学科の「社会安全コース」を選択し、「AL科目」としての「社会安全フィールドリサーチクラス」に所属して、専ら警察（各都道府県警察本部）の防犯、取り締まり活動へのフィールドワークを実施するクラスへの所属経験がある又は現在所属中の学生グループの中から学生4名を抽出した。

内訳は、4年次女子学生1名（既に三重県警警察官採用試験に合格）、3年次男子学生2名（将来の進路として警察官を志望）、2年次女子学生1名（将来の進路として警察官を志望）である（以下、次章以降の論述に際して当該グループ所属の学生の「語り」を引用する際の属性の表示として「警察活動クラス3年生男子」、「警察活動クラス2年生女子」というように記することにする。）。

- ③ 本学法学部法政策学科に在籍し、「AL科目」としての「地域公共フィールドリサーチクラス」の中の「地域活動」クラスに所属して、「社会安全コース」とは異なった活動へのフィールドワークの経験がある学生グループの中から学生4名を抽出した。

内訳は、4年次女子学生1名（京都府警察官採用試験受験予定）、3年次男子学生1名（非警察官志望）、2年次学

生2名（男子1名：警察官志望、女子1名：非警察官志望）である（以下、次章以降の論述に際して当該グループ所属の学生の「語り」を引用する際の属性の表示として「地域活動クラス2年生男子：警察官志望」、「地域活動クラス2年生女子：非警察官志望」というように記することにする。）。

なお、本学関係者以外の本稿読者の理解に資するため、付記すると、本学法学部法律学科では、2年次から学生が重点的に学びたい分野を選択して専門的な学修を開始できるように、①法律総合コース、②社会安全コース、③政治・国際コース、の3つのコースを用意しており（ちなみに法政策学科は「地域公共コース」の1コースのみ設定されている。）、「社会安全コース」では「犯罪の予防・抑止を担う『警察』、被疑者を正式な裁判に掛けるのかを判断する『検察』、被告人の有罪・無罪を決める『裁判』、有罪となった人物の矯正と社会復帰を助ける『矯正・更生（刑務所）』の段階に分かれ、犯罪者の逮捕から社会復帰、再犯の予防という一連の刑事司法の流れを体系的に学び、公務員の公安職（警察官等）を志望する学生にとって、『安全』を実現していくための仕事に必要な法的・政策的な実践力を養わせる」ことをコースの特色として打ち出している¹²。

また、本学法学部の「AL科目」としての「フィールドリサーチクラス」は、「地域公共」、「安全保障」、「社会安全」の3分野7クラスとなっているが、「社会安全」の2クラスは（警察学専門の教授が担当する「警察活動クラス」と「矯正社会学」専門の筆者が担当する「社会復帰支援クラス」）、法律学科の学生で上記社会安全コースを選択している学生のみ選択できるという限定的な取扱いとなっている。

(3) 調査方法及び調査実施時期

- ① 上記調査対象者のうち、服部クラス生以外の調査対象者については、昨年度の服部クラス生が実施した福岡市内所在の刑務所出所者等への就労支援に取り組んでいる協力雇用主（当時）の元でのフィールドワークの様子を取り上げた朝日放送テレビの報道番組を筆者が担当する講義科目の授業中に視聴してもらった上で、この活動内容を知悉する前後での意識の変化に関する聴取り調査を実施した。

具体的な調査方法としては、調査対象者12名のうち、7名に対しては直接面談の上、対面インタビュー方式で実施、4名に対しては「Teams」によるオンラインでの対面インタビュー方式で実施、対面、オンラインでのインタビュー実施の日程調整ができなかった1名については、対面インタビュー時と同じ質問事項を記した用紙への記入によるアンケート調査方式で実施した。

インタビュー及びアンケートでの主な質問事項は以下のとおりである。

.....

質問事項

(*以下の「1～3」の質問事項は3クラス生全員に実施)

- 1 所属するゼミやフィールドリサーチクラスでは「加害者の立ち直り・社会復帰支援」に関連する学びはありますか。あるとすればその内容を具体的に述べてください。
- 2 貴方は元々、「加害者の立ち直り・社会復帰支援」に対してどのような思い、考えを持っていますか（賛成の立場ですか、反対の立場ですか。）。

¹ 2023年版 京都産業大学大学案内 51ページ

² 京都産業大学法学部 2023年度入学者履修要項

その理由も具体的に述べてください。

3 上記2で回答いただいたあなたの考えは「矯正社会学」の講義を受けたことで変化しましたか。

（*服部クラス生及び警察活動クラス生にはこの「3」の質問内容を「上記2で回答いただいたあなたの考えは『矯正社会学』の講義又は「社会安全コース」の各講義を受けたことで変化しましたか。」との質問内容に一部変更している。）。

変化した場合と変化しなかった場合のそれぞれの理由を具体的に述べてください。

（*以下の「4～8」の質問事項は服部クラス生の実施）

4 貴方は何故、「社会復帰支援」がテーマのフィールドリサーチに入ったのですか。具体的に述べてください。

5 社会復帰支援に関するフィールドリサーチクラスの活動を続ける中で、自分自身の葛藤や反発というものは感じませんでしたか。感じたとすれば、それはどういうもので、その理由は何ですか。

6 社会復帰支援に関するフィールドリサーチ活動を終了した今、この経験をどのように受け止めているか、具体的に述べてください。それまでの考え方が変わった場合はどのように変わったかも述べてください。

7 貴方が社会復帰支援に関するフィールドリサーチクラスの活動に参加したことに対して、周り（友人、恋人、家族、所属ゼミの学生、ゼミ等の指導教員等）の反応、感想はどうでしたか。特に否定的な反応があった場合は、その否定、反発の理由はどのようなものでしたか。

8 上記7の経験がある場合、そのような否定的な対応をされた際にどのように思い、感じたか、具体的に述べてください。

（*以下の「4～6」の質問事項は警察活動クラス生の実施）

4 貴方は何故、「警察活動」がテーマのフィールドリサーチに入ったのですか。具体的に述べてください。

5 同じ「社会安全」のフィールドリサーチクラスに所属している立場から、「社会復帰支援」に関するフィールドリサーチクラスの活動をどのように思ったり、感じたりしていますか。

6 「社会安全フィールドリサーチ」の活動としての「社会復帰支援」に関するフィールドリサーチクラスの活動に対して、疑問や反発というものは感じませんか。感じるとすれば、それはどういうもので、その理由は何ですか。

（*以下の「4～6」の質問事項は地域活動クラス生の実施）

4 貴方がもし、法律学科の社会安全コースに所属していたならば、「加害者の立ち直り・社会復帰支援」がテーマのフィールドリサーチクラスを選択した可能性はありますか。

あった場合となかった場合のどちらにおいてもその理由を具体的に述べてください。

5 同じ法学部のフィールドリサーチクラスに所属している立場から、「社会復帰支援」に関するフィールドリサーチクラスの活動をどのように思ったり、感じたりしていますか。

6 警察官を目指す人が多く所属している「社会安全フィールドリサーチ」の活動としての「社会復帰支援」に関するフィールドリサーチクラスの活動に対して、疑問や反発というものは感じませんか。感じるとすれば、それはどういうもので、その理由は何ですか。

（*以下の「7～8」の質問事項は警察活動及び地域活動クラス生の実施）

7 昨年にメディアで取り上げられた社会復帰支援に関するフィールドリサーチクラスの活動内容を「矯正社会学Ⅰ」の授業時に視聴して、どのような感想をお持ちですか。具体的に述べてください。

8 社会復帰支援に関するフィールドリサーチクラスに参加している警察官を目指す学生たちの活動が彼ら・彼女らの今後の進路の上で必要な学びだと思われますか。そう思う場合と思わない場合のどちらにおいてもその理由を具体的に述べてください。

（*以下の「9～13」の質問事項は3クラス生全員の実施）

9 大学生で、将来、国の治安活動に関する業務（警察官、刑務官、法務教官、保護観察官、消防士、自衛官等）に従事

しようと思っている人が、大学で「加害者の立ち直り・社会復帰支援」に関する授業等を受講することには意味がある（必要性がある）と思われますか。

そう思う場合と思わない場合のどちらにおいてもその理由を具体的に述べてください。

- 10 「加害者の立ち直り・社会復帰支援」に対する理解、共感を若年層に広げていくためには今後、どのような方策が必要で有効だと思われるか、具体的に述べてください。
- 11 上記12に関して、大学における授業やイベント等で、どのような対応を取っていくことが求められると思うか、述べてください。
- 12 昨年の服部クラスの活動がメディアで取り上げられたことが、「加害者の立ち直り・社会復帰支援」に対する理解、共感を広げていくことに役立ったと思われますか。そう思う場合と思わない場合のどちらにおいてもその理由を具体的に述べてください。
- 13 大学自体が、「加害者の立ち直り・社会復帰支援」に対する理解、共感を広げていくために、フィールドリサーチクラス活動等の広報活動（メディア・リリース）を積極的に行っていく必要があると思われますか。

② 調査実施期間は、対面及びオンラインによる聴取り調査は2023年7月から同年8月の間の2か月の間に順次実施しており、調査対象者一人当たりの聴取時間は平均2時間であった。

また、対面での聞き取り調査が困難な対象者へのアンケート調査は同年8月に実施した。

3 研究調査の結果

(1) 上記2の調査方法による聞き取り調査の結果を以下、概観していくと、まず、元々、「社会復帰支援」に関する関心、知識があったかについては、服部クラス生を含め調査対象者12名全員が、「無関心」又は「否定的意見」を有していた。

この点に関して以下のような調査対象学生の語りがみられた。

- 「『加害者の社会復帰支援』という概念の存在すら知らなかった。」
- 「全く関心がなかった。」
- 「感情的に受け入れられなかった。善悪の判断がつかはずの人間の行為に対して、『支援』というものがそもそも必要なか疑問だった。『厳罰』のみで十分ではないか。」
- 「『自己責任』で犯罪に至った人間への『支援』って、『何それ!』という感じで、明確に反対の立場だった。」
- 「警察官を目指す自分にとっては相容れない考え方と思っていた。」
- 「『被害者支援』との関係で必要性を感じなかった。」

(2) 次に、昨年の服部クラスの福岡での協力雇用主（当時）の会社（ビルメンテナンス）での元出所者等との就労体験活動に関するプレゼンテーション及び動画視聴（福岡での活動を取り上げたテレビ番組）を行った後、「社会復帰支援」に関するフィールドリサーチクラスの活動そのものをどのように思ったり、感じたかとの趣旨の質問に対しては、まず、本活動に参加した服部クラス4名は以下のように語っている。

- 「自分のように警察官を目指す者にとって、絶対必要な学びと思った。」
- 「参加したこの活動を肯定的に捉えている。警察官志望の意思がぶれたり、揺らぐことはなかった。」
- 「この体験は将来、警察官になった際にマイナスになることは絶対ないと思うし、経験できて良かったと思う。」
- 「生き辛さを抱えて犯罪に走った人間との接触ができたことは自分の警察官志向、方向性にピッタとはまった。」

将来の警察官像を固める上で大いに役立った。」

(3) 次に警察活動クラス4名の語りは以下のとおりであった。

- 「警察官として広い視野を持つことが必要だと思うので、この活動は警察官を志す者にはこの学びは必要である。」
- 「警察官になる者として必要な学びといえる。」
- 「自分もやろうとまでは思わないが、やらないよりやる方が良いと思う。このような経験と得た知識は警察官として邪魔にはならないはず。」
- 「活動に魅かれた。自分もやってみたい。」

(4) また、地域活動クラス4名の語りは以下のようであった。

- 「参加学生の熱意は感じたが、一般には理解されにくく、受容れられにくいのでは思う。」
- 「一緒に就労することでしか得られない、警察官として必要なコミュニケーション力が養われると感じた。」
- 「被疑者と関わる時間が長い警察官にとってこのような体験は絶対にしておくべき経験である。」
- 「警察官になる前に実際にこれまで関わりのなかった社会の部分を知ることで警察官になる意思がより引き締まると思う。」

(5) さらに、警察官を目指す者が多く所属している「社会安全フィールドリサーチ」の活動としての「社会復帰支援」に関するフィールドリサーチクラスの活動に対する疑問や反発というものは感じないか、また、社会復帰支援に関するフィールドリサーチクラスに参加している警察官を目指す学生たちの活動が今後の進路の上で必要な学びだと思うか、という質問に対しては、以下のような語りがあった。

- 「警察官採用試験の面接試験の際に自分のこの活動経験を話したところ、『被害者と加害者の両方に寄り添えることで見えてくるものがある。しかし、そのことを解らない警察官も多く、解らない者ほど業務の中でギャップに苦しみ、辞めていく。その点からすれば、特に刑事畑で将来、勤務する可能性があることを考えればよい経験を積んだ。』と面接担当の幹部警察官から言われたことで、この学びは警察官志望者にとって絶対必要なものと再認識した。」(服部クラス生男子)
- 「警察官になった時に「やり過ぎ」がないようにするためにも学生時代のこの学びは是非必要と思う。」(服部クラス生男子)
- 「大学の時に学んでおかないと将来学ぶ機会を失するから、必修授業とするべきである。」(服部クラス生女子)
- 「警察官として、犯罪原因としての加害者の背景を知るための広い視野を持つことが必要だと思うので、絶対必要な活動だと思う。」(警察活動クラス4年生女子)
- 「警察官になる者として必要な学びだと思う。なぜなら学ばなかったら、加害者の背景を無視して強引な取調べを行い、冤罪を生むような問題を起こす『悪い警察官』になる恐れがある。」(警察活動クラス3年生男子)
- 「違和感や反発は感じない。やらないよりやった方が良いと思う。少なくとも『無駄』とか『邪魔』とは思わない。知識がないところから偏見が生まれると思うから。」(警察活動クラス3年生男子)
- 「警察官を目指す者に社会復帰支援の在り方を学ばせることが「ぶれている。」という事にはならないと思う。犯罪の背景を知ってこそ、厳正な検挙活動ができるはず。」(警察活動クラス2年生女子)
- 「『社会安全フィールドリサーチコース』に所属する学生は社会の治安維持に携わることを目指している以上、このようなフィールドリサーチ活動を行うことに疑問は感じない。」(地域活動クラス4年生女子)
- 「警察官として法に則て検挙するだけなら『再犯防止』という本質的な解決にはならないから、社会復帰支援という事もちゃんと学ぶべきである。」(地域活動クラス2年生女子)

- 「警察官としての見方が良い方向に変わると思うので、警察官になる者には絶対学ばすべきである。警察官が加害者の背景事情を知って理解することが警察官の資質の上での支障になるとは思えない。」(地域活動クラス3年生男子：非警察官志望)
 - 「人を助け、守る活動を行う警察官として、人を傷つけ、加害者となってしまった人間のその経緯も知る必要がある。」(地域活動クラス2年生男子：警察官志望)
- (6) そして、社会復帰支援に関する理解、共感性を高めるための有効な方策は何かという問いに足しての語りは以下のとおりであった。
- 「メディアによる報道は被害者よりの感情論が多いため、『再犯防止』のためのエビデンスに基づいた社会復帰復帰支援に関する知識を知る機会に乏しい。これが理解、共感が広がらない要因だと思うので、大学側からメディアに繋がっていき、取り上げてもらうようにするべきである。」(服部クラス生男子)
 - 「現職の警察官に、警察官を志している大学生がこういう学びを行うことが将来の警察官として必要な教養と知識になるという思いで取り組んでいることを知ってもらいたい。
そのためには、大学として『YouTube』や『TikTok』に活動内容を配信したり、学園祭やオープンキャンパスの際に社会復帰支援に関するイベントを行うべきである。その際の「キモ」は、『YouTube』や『TikTok』の両方にアップロードすること(視聴者層が異なるから)、学内イベントは教室での堅苦しい『展示』や『講演』ではなく、学内広場での『青空イベント』(社会復帰支援に関するクイズ大会等)にすることである。」(服部クラス生女子)
 - 「フィールドリサーチクラスの活動発表会を法学部だけでなく、全学学生に広く公開したり、フィールドリサーチクラス履修対象を拡大していくべきである。」(服部クラス生女子)
 - 「『社会安全フィールドリサーチコース』に限定せず、『協力雇用主の会社訪問ツアー』の機会を設けるべきである。」(警察活動クラス4年生女子)
 - 「大学自体が発信主体となることは絶大な効果があると思われるが、情に流されるようなものにならないよう配慮すべきである。」(警察活動クラス2年生女子)
 - 「メディアに取り上げてもらうのはいいが、『綺麗ごとにしかな聞こえない』と感じられてしまうような底の浅い情報に終わらないようにしなければならない。そうなったら逆に理解が不十分なものになってしまうと思われる。」(地域活動クラス2年生女子)
 - 「『YouTube』への発信や啓発のための学内イベント開催は重要だと思うが、難しいテーマなので、将来の大学生である中高生にも理解できるようなものにするべきである。」(地域活動クラス2年生男子)
 - 「このような活動内容を発信していくことに一部で反発、批判があること自体、自分自身は驚きである。大学はこういう発信をしやすい環境にあるのだから発信して行って当然と思う。」(地域活動クラス4年生女子)

4 調査結果についての考察及び今後の課題

- (1) 調査実施前の筆者の予測では、警察活動及び地域活動クラス所属学生には、警察官志望学生が「社会復帰支援」に関する学び(フィールドリサーチ活動)を行うことへの忌避感が少なからず存在するのではと想定していたが、前述の各調査対象学生たちの語りからは結果的に事前の予測が外れたといわざるを得ないところである。
- (2) すなわち、これまでの本学での「矯正社会学」又は「少年法」の講義における「社会復帰支援の重要性」に関する説明に対する提出レポートの内容からして、各科目受講生の半数近くが「社会復帰支援」についてネガティブな考え

を持っていることが認められていたためである。

事実、今回の聴き取り調査においても前述のとおり、従前は「社会復帰支援」に関する関心、知識があったかとの趣旨の質問に対して、調査対象者全員が、「無関心」又は「否定的意見」を有していたと述べている。

- (3) しかしながら、調査結果のとおり、社会復帰支援活動に実際に参加したり、自分自身に参加経験がなくとも同じ学生が取り組んでいる姿を知悉することで、その必要性の認識が格段に向上することが認められた。

とりわけ、「社会復帰支援」というものの概念そのもの及びその実践活動に有意性を認めず、むしろ自己の進路の上での求められるスキルの取得、向上の上での支障或いは有害なものになるのではないかと認識していると推認していた警察官採用決定者及び将来、警察官として就労することを志望している学生群の者のほぼ全員が予測に反して押しなべて肯定的な評価を下していることは驚きである。

- (4) そうすると、ここから読み解くべきことは、警察官志望の有無をさておき、社会復帰支援に関する正しい知識の習得がなされていない状況、段階では「無知から来る無理解」故の誤った認識を持つ恐れがあるという事であろう。

そうであるならば、警察官志望の学生のみならず警察官を志望しない又はもともと犯罪者、非行少年の社会復帰支援に関心の比較的薄い学生層でも、逆に学ぶ学生たちの琴線に触れ得るだけの有効なコンテンツを用意した上で丁寧かつ具体的、継続的な指導を展開させていき、学修させる機会さえあれば社会復帰支援に関する関心、理解、共感を醸成でき、ひいては現在の我が国の社会政策として求められるべき「社会復帰支援の推進」、「分断排除型社会ではなく、包摂融合型社会の実現」に寄与していけるのではないかと思料されるところである。

- (5) 更に付言すると、管見ではあるが、特に警察官を志望し、各種警察活動ボランティアやインターンシップ、業務説明会等に積極的に参加する意欲、機会が段階的に多くなっていく警察活動クラス生及び実際の警察官採用の面接試験での問答を経験した各クラス生の語りの内容からして、警察（現職警察官及び関係団体職員）の意識自体が変化してきていることを学生自身が鋭敏に感じ取っているのではとも推測されるところである。

けだし、最近の警察活動、とりわけ生活安全部門の所管業務である虐待やDV事犯、ストーカー犯罪への適切な対応の上で、単に法益侵害行為の内容だけに着目するのではなく、その行為に至った背景等にも十分に着目して、当該加害者の非違行為の背景にある生き辛さへの理解と共感も持ち合わせないと適正な対応ができないのではとの意識が（都道府県警察ごとの温度差は当然であろうが）、警察当局においても徐々に醸成されてきていることと関連していると思料される（例えば、京都府警察におけるストーカー犯罪対策としての「加害者支援活動」等³）。

そして、警察官に採用されることをかなり現実的、具体的に考えざるを得ない状況にある各クラス生は、そのような状況にあるからこそ、そのスキルアップのためにどのような学びがキャリアアップとして必要かを多角的に真剣に考えている結果、警察官の職務と一見、対極に位置すると思われがちな「社会復帰支援」の学びを肯定的に捉えているようにも考察される。



³ 「毎日新聞」（2022.8.23 朝刊）（掲載面は不明）

(6) また、上記に関連して、社会復帰支援に関する理解、共感性を高めるための有効な方策及び社会安全フィールドリサーチクラスの活動の大学における広報の在り方については、今回の服部クラスの活動報道の内容やその反響の大きさに触発されたためか、メディアコンテンツの有効活用の必要性、重要性及び影響力の強さを調査対象者の多くの者が強調していることから、今後の啓発活動の上で必須のツールとして考えていく必要があるだろう。

その場合には、一科目の一担当教員の裁量・努力に帰結させるのではなく、大学全体としての推進力を発揮することの有効性と必要性を調査対象学生の多くが感じ取っていることが伺えた。

一方で、そのためのコンテンツを平板で皮相的なものに終わらないように工夫することが要諦であることを指摘する者も多く、メディアコンテンツに親和感を有しつつ、「目の肥えた」学生らしい見解と認められる。

(7) ところで今回の調査は、あくまでも一連の今後の調査研究の「一里塚」であって、決して十分なものではないと認識しているところなので、今後は警察官志望等の学生のみならず、更に調査対象を拡大していく必要があると思料される。

具体的には、今後の本学での「矯正社会学」等の講義において、フィールドリサーチ活動に協力願っている協力雇用主等、社会復帰支援に携わっている各分野のゲストスピーカーを招聘しての特別講義を今まで以上に積極的に実施した上で、その受講生全員に対する意識調査を確実に実施していくことを検討することが肝要であろうと思われる。

また、今後は、本学の他学部の中で、これまで警察官採用試験合格者がほぼ皆無であるとともに、その専門性の性質上、「犯罪者・非行少年の立ち直り、社会復帰支援」というものを認識していないと推認される「国際関係学部」、「情報理工学部」、「生命科学部」等の学生の認識に対する調査実施も検討していくことも一考であろう。

5 おわりに

本論冒頭に記したとおり、筆者は京都産業大学「社会安全・警察学」第9号における拙稿で、「加害者の生き辛さへのケアによる再犯、再非行の防止」を広く啓発する必要性とともに、それが現実には困難な面があることを筆者の講義受講者の意識を紹介した上で、その要諦は「大学で如何に教育してすべきか」ということに帰結すると思われる旨を述べたところであり、「大学教育の場において発信し、次代を担う世代に正しく認識させていってこそ、『犯罪者、非行少年の再犯・再非行防止、立ち直り、社会復帰への支援』への『社会の承認との寛容』という本来あるべき『社会の許容性』を醸成していけるのでは思われる。」と論を結んだところである。

翻ってみるに、現在、例えば香川大学法学部における刑務所出所者帰住施設と大学生との交流に基づく社会復帰支援の必要性への理解促進のためのカリキュラムの導入等⁴、他大学においても社会復帰支援の



2023年1月21日（土）放送

「となりにいる ～大学生が向き合う再犯防止～」



元受刑者と大学生の交流会
出所した人の約4割が5年以内に再び刑務所に戻るなど「再犯防止」が社会課題になる中、香川県の学生団体が元受刑者の「居場所づくり」に取り組んでいる。交流会に参加する40代男性は生活に困ると盗みを繰り返し、出所は5回目だ。交流を通して、相談が苦手だった男性は少しずつ気持ちを伝えられるようになり、学生たちにもある変化が…。罪を犯した人の再出奔を受け入れる社会へ。学生と元受刑者の1年間を追った。

⁴ テレビ朝日制作「テレメンタリー 2023 となりにいる～大学生が向き合う再犯防止～」2023.1.21 放送

付記すると、香川大学法学部では令和2年から学生団体が高齢又は障害のある元受刑者と交流する「茶話会」を定期的に開催する等、元受刑者の居場所と出番の創出に寄与するための「香川大学さぬき再犯防止プロジェクト PROS (Prevent Re-Offense Sanuki)」を立ち上げており、令和5年には「安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰」を受章している。

重要性を積極的に学生に学ばせていこうとの方向性があると認められる。

そのことを踏まえて考察するとき、前述のように法学部の中に「社会安全コース」を設置し、警察、検察、裁判、矯正保護の各段階で、犯罪者の逮捕から社会復帰支援、再犯の予防という一連の刑事司法の流れを、警察官等の公安職系公務員（警察官等）を志望する学生に体系的に学び、必要な法的・政策的な実践力を養わせる」ことをコースの特色として打ち出している本学においては、より一層、社会安全コースのコース科目間の有機的連携、一体感を充実強化させていけるよう、その体系的学習の一翼である矯正保護分野を専任的に担当する者として、その責任感に改めて思いを寄せ、社会復帰支援の学修の必要性を学生たちに更に理解、修得させられるような教授・指導法を模索していきたいと考えているところである。

参考、引用文献

- ①服部達也 2023「少年の重大事件に対する『保護処分相当性』の判断基準について——『マークイズ福岡殺人事件』刑事公判判決内容に対する考察を中心として——」京都産業大学社会安全・警察学研究所編『社会安全・警察学 第9号』89-102頁。
- ②服部達也 2021「少年院出院後の『居場所の確保』のための支援の在り方についての一考察——少年院と関係機関の連携の在り方と現状の分析を中心として——」京都産業大学社会安全・警察学研究所編『社会安全・警察学 第7号』103-113頁。
- ③服部達也 2021「再犯防止推進法に基づく少年院の外部機関、地域社会との連携・協働の実情と問題点、今後の課題について」『現代の社会病理』第36号 119-130
- ④服部達也 2020「犯罪者・非行少年の再犯・再非行のない社会を目指すには？——『おかえり』と迎え入れられる社会の実現へ——」京都産業大学法学部ホームページ『法律学・政治学専門家による News 解説』https://www.kyoto-su.ac.jp/faculty/ju/2020_0702ju_kyoin_txt.html
- ⑤廣末登 2022「博多の不動産管理会社、雇った元受刑者や元暴力団員が辞めずに定着する理由 京産大の学生が調査、元暴や元半グレとともに働いて聞きだした『彼らの本音』」JBpress <https://jbpress.ismedia.jp/articles/-/72249>